

## 相模原市農業委員会第29回会議議事録

開 会 日 時 令和3年7月30日 午後1時39分

閉 会 日 時 令和3年7月30日 午後2時57分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 (○印)

①	西山和秀	⑩	小林康史	⑰	高橋三行
②	八木拓美	⑪	齋藤憲一	⑱	天野明
③	關山富雄	⑫	菱山喜章	⑲	加藤正博
⑤	江藤昭利	⑬	八木健一		
⑥	阿部健	14	金井睦		
⑦	渋谷利雄	⑮	榎田和子		
9	市川忠孝	⑯	藤村達人		

出席委員 15名

欠席委員 2名 (9番市川忠孝委員、14番金井睦委員)

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 高野弘明 伊藤和彦 松浦毅 濱端雄高 齊藤綾子

議事録署名人 議 長

議席 15番

議席 6番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第28号	農地法第4条の規定による許可申請について
5	議案第29号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
6	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第31号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第32号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第33号	農用地利用配分計画の作成について
10	報告第23号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
11	報告第24号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
12	報告第25号	農地所有適格法人の報告について
13	報告第26号	非農地証明書の発行について
14	報告第27号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
15	報告第28号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
16	報告第29号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、We b会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

**議長（八木会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第29回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

**事務局（高野次長）**

（議席順に各委員の出席を確認）

**議長（八木会長）**

ただいまの出席委員は15名で定足数に達しております。

本日、9番市川忠孝委員、14番金井睦委員より欠席の旨通告がありましたので御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、6番阿部健委員、15番榎田和子委員を御指名いたします。

## 日程1 会務報告

### 議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。

### 16番（藤村委員）

会務報告の「1会議（2）市関係③相模原市有害鳥獣対策協議会・相模原市緑区鳥獣等被害対策協議会臨時総会」について出席いたしましたので、後ほど全員協議会で報告します。

### 議長（八木会長）

ほかよろしいですか。

### 議長（八木会長）

それでは、以上で「会務報告」を終わります。

## 日程2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程2議案第26号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1010は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年7月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、津久井事務所管内の1件について説明いたします。2ページを御覧ください。

收受番号3-1010は、横浜市鶴見区に住む譲渡人の所有する農地を、緑区鳥屋に住む譲受人が取得し、経営規模拡大のため、所有権移転を受ける申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は鳥屋の畑、1筆、2,479㎡です。今後の作付は、ジャガイモ、サツマイモの栽培を予定しています。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認しています。全部効率利用要件については、経営農地2筆、4,201㎡適切に管理され、下限面積要件の2,000㎡以上を満たしております。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人が250日、譲受人の息子が150日、娘が100日で要件を満たしております。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから許可相当と判断いたしました。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1010については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

### 15番（榎田委員）

7月22日、現地を調査してまいりました。譲渡人の住所は横浜市となっておりますが、もともと、この近くに住んでいた方です。この土地は譲受人の敷地内にありまして、耕作は譲受人の土地を通過して行っていたような状況ですので、譲受人の敷地と接するこの土地は、譲受人が耕作するのが適当だと思われまます。

以上です。

### 議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいでしょうか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第26号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程2議案第26号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程3 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程3議案第27号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-10から3-12は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和3年7月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号3-10から3-12は、譲受人の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページから3ページを御覧ください。申請地は、3-10が緑区大島の畑、1筆、4.19㎡、3-11が緑区大島の畑、1筆、76㎡、3-12は緑区下九沢の畑、1筆、0.42㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権についての説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。本案件は地下を使用するための区分地上権の設定です。説明は以上になります。

これより質疑に入ります。

### 16番（藤村委員）

前から出ていて、そのとき確認しなかったんですけど、工事のときだけではなくて、結局、トンネルの存在する間、この設定がずっと続くということですね。

### 事務局（伊藤担当課長）

そうです、トンネルが存在する間は、区分地上権は存在していくことになります。

### 16番（藤村委員）

ありがとうございました。

### 議長（八木会長）

ほかよろしいですか。

質疑なし

### 議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第27号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。



## 日程4 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程4議案第28号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-5は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年7月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号4-5は、申請人が所有する南区新磯野の農地、1筆、991㎡を資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、不動産管理業者からの要望により、資材置場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入口を除き、既設安全鋼板高さ60cmから180cmのほか、新設安全鋼板高さ60cmを設置する計画です。雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立若草中学校の西約340mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-5については、南区担当委員さん、お願いいたします。

### 1番（西山委員）

7月27日に現地を確認してまいりました。この場所はプラントがあるところの隣で、連続して5反分くらいあるんですが、去年から今年にかけて、3枚と1枚が全部きれいになったところ。最後に残されたごみの山だったところがやっときれいになってきてまして、連続した資材置場ということで、状況としては問題のないところです。水の流出につきましても問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

### 議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第28号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程4議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変

### 更申請について

## 日程6 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程5議案第29号、日程6議案第30号につきましては、関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

### [ 異議なしの声 ]

### 議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第29号、議案第30号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（松浦所長）

それでは、議案内容を説明します。7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第29号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について。別紙農地の事業計画変更申請收受番号5-1002は、農地法関係事務処理要領の規定により、変更をする相当の理由があるので、意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年7月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページを御覧ください。

事業計画変更收受番号5-1002について説明いたします。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。本案件の申請地は、許可済地が図面の白抜き部分、拡大地が隣接する斜線部分となります。本案件は、令和3年1月4日付で2区画の宅地造成として転用許可を受けた農地について、事業計画の変更を行うものです。変更内容は、当初、2区画の宅地造成を行う計画でしたが、地域のニーズに合わせ、3区画の宅地造成とするものです。また、これに伴い、新たに位置指定道路の指定を受ける必要が生じたことから、その道路幅員を基準の4.5mとするための拡幅部分と、車両の転回場の用地を確保するものです。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリート板高さ30cmまたは鋼板高さ30cmを設置し、雨水については、浸透式のL字型側溝を設置して処理する計画です。申請地は中野小学校の南西約220mです。なお、本事業の工事は未着手となっております。

続きまして、関連議案となります議案第30号について説明いたします。9ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1019は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに

送付するものとする。令和3年7月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページを御覧ください。收受番号5-1019は、借受人の住宅相談室心株式会社が、貸出人の所有する緑区中野の農地、1筆、526㎡のうち57.97㎡に使用貸借権を設定し、道路として転用するものです。現地の状況等につきましては、先ほどの説明と同様ですので省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

### **事務局（高野次長）**

ただいま事務局から、計画変更により位置指定道路の指定を受ける必要が生じたという説明がありましたが、この点につきまして、私から補足させていただきたいと思いません。

建築物を建てる場合には、建築確認の取れる道路に敷地が2m以上接している必要がございます。当該地は旗竿のような形状をしておりますが、敷地の細長い部分が道路に4m接しているため、2宅地の計画の際は、それぞれの敷地が2mずつ道路に接するという形で基準を満たしておりました。これが3宅地になりますと、2mの接道という要件を満たせなくなることから、敷地の細長い部分、これが位置指定道路ということになります。道路として指定を受けまして、その道路に3宅地が接道するという形で基準を満たすよう計画を見直したものでございます。位置指定道路の指定を受けるためには、幅員を4.5m確保する必要がありますとともに、車両の転回場を設ける必要があることから、今回の申請に至ったものでございます。

なお、総会に先立ち行われました20日の役員会の際に、この場所への道路の設置は隣接する農地を本件に引き続き転用することを見越したものではないかとの懸念が出され、問題がないか、市の開発部門に確認するよう指示をいただきました。事務局におきまして、事業者を通じてではありますが、隣接農家が今後も農業を継続する意向であると聞いており、また、開発部門においても、現時点において指導すべき内容はないことを確認しているものでございます。

以上でございます。

### **議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-1002及び5-1019については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

### **12番（菱山委員）**

7月23日に現地調査に行ってみりました。事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思いますので、皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

以上です。

### **議長（八木会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

**質疑なし**

### **議長（八木会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることで御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第29号、議案第30号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程5議案第29号、日程6議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程7議案第31号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、11ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-4から5-5及び5-1020から5-1026は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和3年7月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページを御覧ください。

收受番号5-4は、譲受人の有限会社押田重機が、譲渡人の所有する南区麻溝台の農地、1筆、965㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、建設業を営んでおり、使用している駐車場が道路拡幅のため収用されることから、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック2段積み及びグリットフェンス高さ80cmで土留めをする計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はたにぐち歯科クリニックの西約120mです。

続きまして、收受番号5-5は、譲受人の株式会社サーティーフォーが、譲渡人の所有する緑区大島の農地、1筆、1,403㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況等につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である株式会社サーティーフォーが、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、区域指定を受け、7区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック積み1段から3段で土留めをする計画です。雨水については、浸透枳による敷地内浸透によるほか、L字型側溝及びLU側溝を設置し、汚水については、公共下水道に接続する計画です。申請地は中の郷あさひ公園の南西約60mです。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の7件について説明いたします。引き続き、12ページから15ページを御覧ください。

收受番号5-1020は、譲受人が譲渡人の所有する緑区牧野の農地、1筆、432㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するも

のです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、矢板高さ30cmを設置し、雨水については浸透枡を設け、汚水については、農業集落排水管に接続して処理する計画です。申請地は藤野南小学校の東約150mです。

続きまして、收受番号5-1021は、譲受人が譲渡人の所有する緑区名倉の農地、1筆、264㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は9ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、親と同居しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、RC擁壁高さ1.5から1.9m及びコンクリートブロック3段を設置し、雨水については浸透枡及びトレンチを設け、汚水については、合併処理浄化槽を設置して処理する計画です。申請地は藤野総合事務所の西約820mです。

続きまして、收受番号5-1022は、譲受人が譲渡人の所有する緑区又野の農地、3筆、251㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在、親と同居しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地の被害防除については、コンクリートブロック1段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については、下水道管に接続して処理する計画です。申請地は又野メスレーの里公園の南約210mです。

続きまして、收受番号5-1023は、譲受人の有限会社フォーラムが、譲渡人の所有する緑区青山の農地、3筆、1,496㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は11ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由は、現在使用している資材置場が手狭なため、新たに資材置場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、隣地との境に鋼板高さ2メートルを設置し、雨水については、砂利敷き等による敷地内浸透とする計画です。申請地は串川保育園の北西約990mです。

続きまして、收受番号5-1024は、譲受人が譲渡人の所有する緑区日連の農地、1筆、348㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況等につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、現在、貸家に居住しており、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土の流出等の防止を兼ね、RC擁壁高さ1.5m、コンクリートブロック3段、板塀40cmを設置し、雨水については浸透枡を設け、汚水については、公共下水道に接続して処理する計画です。申請地は藤野小学校の西約390mです。

続きまして、收受番号5-1025は、譲受人の株式会社アトリエヨシノが、譲渡人の所有する緑区与瀬の農地、1筆、1,173㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は13ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由は、サービスを営んでおり、現在、賃借している駐車場が手狭なため返却し、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、隣地への土

の流出等の防止を兼ね、コンクリート板高さ30cmを設置し、雨水については、浸透施設を3か所設置し、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模湖総合事務所の南約90mです。

続きまして、收受番号5-1026は、借受人の東洋テクノ株式会社が、貸出人の所有する緑区川尻の農地、2筆、2,091㎡に賃借権を設定し、場所打ち杭試験場として一時転用するための申請です。現地の状況等につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由は、借受人は建物の基礎工事を主体とした建設業を営んでおり、場所打ちコンクリート杭の新たな施工方法を評価、決定するための試験場を設営するもので、一時転用の期間は、令和4年6月30日までです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、鋼板高さ2mを設置し、雨水については砂利敷きによる敷地内浸透とし、敷地内の重機の進入路、設置場所は鉄板敷きにより養生する計画です。申請地は原宿南第3公園の南東約40mです。

以上で説明を終わります。

### **議長（八木会長）**

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5-4については、南区担当委員さん、お願いいたします。

### **1番（西山委員）**

ここは關山委員の担当地区ですが、体調不良ということで、7月21日に私が現地調査に行きました。ここは周りがかかなり住宅に囲まれてまいりまして、昔、鶏舎があった跡のようです。そして、コンクリート等のガラが大分埋まっているようでして、写真を見ていただくと分かりますが、土の状況が大分よくないです。家庭菜園のように所々で野菜等が作られておりまして、農地として活用はされているんですが、ここに植えている木は果樹ではなくて、ただの雑木のようなでした。これらの状況下で、駐車場への転用は仕方がないのではないかなと思います。駐車するものは重機でして、10cmの砕石を敷くということですのでけれども、かなり転圧しないと潜り込んでしまうようなところではないかと思えます。水の流出等は大丈夫だと思われそうです。

以上、環境と状況から見て、仕方がないというか、認めざるを得ないところだと思えます。よろしくお願いいたします。

### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5-5については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

### **6番（阿部委員）**

7月26日に、現地調査を行い確認をしてきました。現地は、写真で見るように、ほぼ整形で真っ平らな畑であります。従前からしっかり耕うん管理はされている場所だったと聞きました。農地利用状況調査ではAマイナスというようなことであります。前面は4m50cmを超える広さのある舗装がされ、両側にしっかり側溝等もあり、前には下水道も入っている道路です。住宅地と資材置場に囲まれる形の畑地ではありますが、雨水や土の流出の心配はないと思えます。良好な畑地ですが、転用はやむを得ないと思えます。

以上です。



**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5-1020、5-1021及び5-1024については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

**18番（天野委員）**

26日に調査に行ってみりました。事務局が説明したとおりでありまして、転用は支障がないと思われまます。

以上です。

よろしいでしょうか。

**議長（八木会長）**

天野委員、收受番号5-1021もお願いいたします。

**18番（天野委員）**

26日に調査へ行ってまいりました。その結果、事務局が説明したとおりでありまして、転用については、やむを得ないと思われまます。支障はないと思われまます。

以上です。

3件まとめて言いましたけど、よろしいでしょうか。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5-1022については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

**12番（菱山委員）**

7月23日に現地調査へ行ってまいりました。案内図の10ページを見ていただければ分かるとおおり、ここら辺は昔は一面畑だったんですけど、今は住宅地に変わってしまいまして、申請地も建物の間に畑が少し残っている程度になりまして、事務局の説明のおおりで、そんなに変わらないと思いまますので、大丈夫ではないかなと思いまます。皆様の御審議、よろしくお願いいたします。

**議長（八木会長）**

それでは続きまして、收受番号5-1023については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

**15番（榎田委員）**

7月22日、現地を調査してまいりました。案内図で分かるとおおり、ちょうど盛り上がっていて、青山川よりも高い位置にあります。事務局の説明のおおりに、土砂の流出等の防止がなされるというので、資材置場として、特に問題はないかなと思いまます。御審議よろしくお願いいたします。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5-1025については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

**5番（江藤委員）**

7月28日に現地調査に行ってきました。場所は相模湖の湖畔近くにありまして、利用状況は、長年、不耕作というんですかね、畑としての利用はしていません。今回、駐車場ということで、33台の車をとめるということです。今までの駐車場は湖畔の狭い道路を歩いて行ったんですけども、今回の場所は国道412号線から進入するような状況になっております。土砂の流出とか雨水の関係は、事務局の説明どおりで何ら問題

はないと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5-1026については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

#### **11番（齋藤委員）**

案内図の14ページを見てください。賃借権の下に、約1年間、来年6月30日までの一時転用で、場所打ちの杭の試験場の設営ということであります。現在の農地の中に直径2mぐらいの穴を5つ掘るわけですけど、特に2つだけ23mぐらいの深い穴を掘る。こういう形でコンクリートを流して、杭の強度試験をするということなんです。図面の左側、西側になるんですけど、3か所の点線はビニールハウス、右側に川尻と書いてある場所は荒廃地、一番下側は雑木林、荒廃地の場所も雑木林のような状況です。上側に広い2、3メートルの歩道がついているということで、その歩道の縁石も、ちょうどこの場所はない、車が入りやすいような場所で、特に問題はありません。現在、申請地はトウモロコシが全面に耕作されている状況でありました。7月21日の現地調査のときには、測量士が来て測量等もやっておりまして、周りは電気柵もやってあるような場所で、譲渡人が耕作しているのかどうかについては詳しいことは分かりませんでしたけど、周りに迷惑をかけるような状況は特にございませんので、一応、認めざるを得ないと判断いたしました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

### **議長（八木会長）**

これより質疑に入ります。

#### **16番（藤村委員）**

5-1026ですが、齋藤委員の説明で、どんなことが行われるかは分かったんですが、農用地区域内農地ということで、規制がかなり厳しくかかっているわけですが、こちらは可能なんですね。可能かどうかということをお願いしてください。

### **事務局（松浦所長）**

農用地区域内の場合、一時転用でしたら転用は可能ということで、今回、期間についても来年の6月30日までとなりますので、許可可能ということで私どもは判断させていただきました。

以上です。

#### **16番（藤村委員）**

そうだと思うんですけども、23mのコンクリートを打ち込んで、原状復帰は可能かどうかということですね。そこは確認されているんですか。

### **事務局（松浦所長）**

原状確認についても、復元可能ということで、特にこの業者自体、杭打ちだけではなくて、杭を撤去したりする工事も施行している実績もございますので、特に問題ないだろうと考えております。

以上です。

#### **16番（藤村委員）**

まあ、そうですね。ただ、土に関しては、すぐには計算できない。とんでもない

量の土が、穴を掘られてしまいますね。この土は、現地ですべておいて、また元に戻すのかな、何か聞いていますか。

**事務局（松浦所長）**

先ほど齋藤委員がおっしゃっていたとおり、何本かコンクリート杭を打つという計画になっているんですけれども、まとめてということではなくて、1本ずつ施工していく。その中で、掘った土については敷地内に保管しながら、1本の杭を施工しては、また壊し、埋め戻しをしながら作業すると伺っております。ですから、埋め戻しも同じ土を使っていただけということですのでよろしいかなと思っています。

以上です。

**16番（藤村委員）**

はい、了解しました。

**議長（八木会長）**

ほかにございますか。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（八木会長）**

それでは採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第31号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 3 2 号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 3 2 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、16 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 3 2 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3-19 及び 3-1027 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和 3 年 7 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、17 ページを御覧ください。

本議案は、地権者と耕作者との相対で利用権設定をするものです。

整理番号 3-19 は、解除条件付で新規参入した法人が新たに利用権設定を受けるものです。案内図は 15 ページを御覧ください。契約期間は 5 年 5 か月、筆数は 2 筆、面積は 2,588 m<sup>2</sup>です。作付はブルーベリーや露地野菜を予定しています。当該法人は観光農園を予定しておりまして、主にポットで養液栽培によるブルーベリーの摘み取り農園を計画しております。露地野菜については、近隣のキャンプ場来客者をターゲットとしたトウモロコシなどのバーベキュー用の野菜を作付し、販売する予定です。

本庁分は以上です。

### 事務局（松浦所長）

それでは、津久井事務所管内の 1 件について説明いたします。

整理番号 3-1027 は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は 16 ページを御覧ください。契約期間は 3 年 5 か月、件数は 1 件、2 筆、面積は 1,195 m<sup>2</sup>です。今回の利用権設定の農地では、ミニトマト、オクラ、ブロッコリーを栽培していく予定になっております。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 16 番（藤村委員）

3-19 について、説明を聞きますと、しっかりとした計画のようではございますけれども、新規就農というか、農業法人、企業体だから、何でもいいから入ってこられるのか、どういった資格というか、どういう形で認めたんでしょうか。

### 事務局（伊藤担当課長）

この企業に関しては、特に親会社があるとか、そういうわけではなくて、所有者自身が元認定農業者ということで、その方の営農指導を受けながら行う。また、ブルーベリー栽培を先駆けてやっている農地所有適格法人の指導を受けながら栽培をやっていくと聞いております。

#### 16 番（藤村委員）

了解です。企業参入ですから、しかも指導があるということで、これで結構だと思います。

以上です。

#### **18番（天野委員）**

3-1027の法人については5月の総会で利用権について議案に上がっていたと思いますが、前は私の家から200mぐらいのところの畑の利用権を設定していて、この方は、有機栽培、無農薬で栽培していったということですが、農業の仕方をちょっと教えていただきたいと思うんですが、分かりましたらお願いします。

#### **事務局（松浦所長）**

申し訳ありません、詳細な状況については、私も今ここで申し上げられないんですけども、天野委員がおっしゃっていたとおり、既に参入されています。現在は農地が6筆、計画の書面にも載っていますが合計3,696㎡ということで、こちらの農業法人というか、合同会社については、昨年1月に新規で参入したところで、今回、使用貸借で経営規模を拡大したいという希望で受けさせていただいたところになります。実際に法人の設立自体は平成29年になっていますので、そこからいろいろ御相談を受けながら今まで来ているような法人であると承知しています。そんな形ですけども、よろしいでしょうか。

#### **18番（天野委員）**

農業の仕方というのを見ておいていただきたいと思うんですが、うちの近所の方の話だと、昨年も野菜を収穫しなくて、できないような状況もあるとそれと、今年はナスを畑一面に植えてあるんですが、そのナスの畑に、一面、草が生えている。あんまり刈っていないような、処理していないような農業をやっているの、どこを目指した農業をしているかというのが分かたら教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

#### **事務局（松浦所長）**

申し訳ありません。営農の方法に関しては、特にこちらも現状そのような形になっていること自体が見受けられないという形の中で受けさせていただいてはいますので、委員から意見があったということで、事業者伝えて、指導していきたいと思っております。

#### **18番（天野委員）**

今回の場所については、両脇が農地になっているような状況ですので、今のように草を生やしておくと隣の農地に迷惑がかかるおそれがあるので、そういった関係で今回の議案の中で確認させていただきました。

以上です。

#### **事務局（高野次長）**

今、天野委員から御質問いただきました件、どのような法人かという資料は津久井事務所にはお預かりしているものがあるということですが、今こちらの手元にないものから、少しお時間をいただきまして、本日の総会の後半で答えさせていただきたいと思っております。したがって、議長、もしお許しいただけましたら、本議案の議決は後ほどにさせていただきまして、その間に少し調べさせていただく時間を取らせていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**議長（八木会長）**

今、高野次長から補足いただきましたけれども、調べてもらって、議案第32号については、後ほど御審議いただくということによろしいでしょうか。

**[ はいの声 ]**

**議長（八木会長）**

では、後ほどにさせていただきます。

## 日程9 議案第33号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（八木会長）

それでは、続いて、日程9議案第33号を議題に供したいと思います。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、18ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第33号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号3-17から3-19は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により令和3年6月16日付け及び同年6月21日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和3年7月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、19ページを御覧ください。案内図は、17ページから19ページを御覧ください。

整理番号3-17から3-19は、農地中間管理機構が耕作者に貸出しを行うことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は3件、6筆、面積は2,541㎡です。

3-17の耕作者は、先月の総会にて新規に露地野菜で参入された方ですが、今回は水稲での利用権設定で、来年の作付に向けて、土づくりなどの準備を行う予定です。

3-18については、相模原市農協が研修用の農地として利用する予定です。

3-19の耕作者は、今年の3月22日に新規就農者として認定した方で、経歴としましては、かながわ農業サポーター事業の認定を今年3月3日付で受けた方です。作付計画としましては、ニンニク、ナス、ピーマン、大根、白菜などを予定しています。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 質疑なし

### 議長（八木会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

### 議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第33号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。



日程 1 0 報告第 2 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 1 報告第 2 4 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

日程 1 2 報告第 2 5 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 3 報告第 2 6 号 非農地証明書の発行について

日程 1 4 報告第 2 7 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について

日程 1 5 報告第 2 8 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について

日程 1 6 報告第 2 9 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

**議長（八木会長）**

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 0 報告第 2 3 号から日程 1 6 報告第 2 9 号について、御発言がございましたら、お願いいたします。

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

以上で日程 1 0 報告第 2 3 号から日程 1 6 報告第 2 9 号を終わります。

## 日程8 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

それでは、前に戻りまして、日程8議案第32号を議題に供します。

### 事務局（高野次長）

先ほど議案第32号の御質問をいただきまして、事務局からの御回答について、少しお時間をいただいたところでございます。実は現在も津久井事務所で法人に関する情報を入手中ということでございまして、間もなく連絡調整が終わりまして御回答できるかと思っておりますので、大変恐縮でございますが、少しお時間をいただければと思います。よろしく願いいたします。

### 事務局（松浦所長）

皆さん、お待たせして申し訳ありませんでした。今、事務局でも確認させていただいたんですけれども、こちらのアグリスマイルさんですが、令和2年3月から令和3年1月までの報告をいただいている中では、横浜の食の駅というところに野菜を卸して、実際の活動があり、270万円の売上があるそうです。確かに農地の一部が法面になっていて耕作できないところはあるかもしれないけれども、事務局としては、現在借りているところ、既に名倉で活動しているところに関しては、特段、問題なく運営されていたと確認しているということです。新たに借りているところに関しては、まだ手が入っていないところがあるかもしれないけれども、ほかについては特段、問題なく運営されているということで確認はさせていただいています。もし、委員さんのおっしゃるようなことでしたら、こちらからも指導させていただくように考えたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

### 議長（八木会長）

天野委員、いかがでしょうか。

### 18番（天野委員）

はい、了解です。

### 16番（藤村委員）

天野委員のコメントは非常に重要というか、真っ当なコメントで、企業参入って、農業に非常に広く門戸を開くということで、かなり緩い規制になっているわけですね。放置されるような農地をどんどん使っていただくのは大変ありがたいことですが、一方で、何をやっているか分からないような方が入れる可能性があるんで、農業委員としては、その歯止めというか、非常に重要なポイント、天野委員のように目をつけていただいて、きちんとやったのかということを一言言うのは、非常に真っ当なというか、やらなければならない仕事だと思います。それで、推進委員が、日々というか、年に何回もそこは見慣れているので簡単にチェックできると思うんですが、いかがなものでしょうか。

### 事務局（高野次長）

ただいま天野委員、そして、藤村委員から、農地所有適格法人の資格のチェックというんでしょうか、日々、どのような業をしているかということをしっかりチェックすべきだろうという御指摘をいただいたかと思っております。今回は、利用集積計画という形の中で当該法人の名前が挙がったわけでございますが、農地所有適格法人につきましては、

必ず年に1回、活動について報告義務がございますので、そうした中で、ただいま現地に精通されている委員さんから、確認はしっかりしたほうが良いという御指摘をいただいたわけがございますので、御意見を重く受け止めまして、法人の資格チェックなどの中で、しっかりと地域に根差した農業をしてもらうことを指導してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

**16番（藤村委員）**

お願いします。

**議長（八木会長）**

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第32号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程8議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

それでは、以上をもちまして、相模原市農業委員会第29回総会を終了いたします。